

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。また、感染対策チーム「ICT」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、感染対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。患者さまおよびご家族などから当院の感染対策指針の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

7. 抗菌薬適正使用のための方策

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。

抗菌薬使用患者は、使用量、効果などに関して定期的に感染対策チームが介入し、適切な抗菌薬使用になるよう努めます。

8. 地域連携に関する事項

当院は、感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、以下の医療機関と連携を行い情報の共有をいたします。

- ・福岡青州会病院

9. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染防止のための基本的考えかたや具体的な方法 について全職員への周知を行っています。